

議案第 49 号

専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成 19 年 4 月 25 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第2号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成19年3月31日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第19号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(町民税の納税義務者等) 第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額	(町民税の納税義務者等) 第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額

の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

(1)～(4) 略

(5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの

2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。

(1)～(4) 略

2 外国法人に対する本節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	略
略	

3 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき
3,298円とする。

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

法人等の区分	税率
1 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	略
略	

3 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき
3,064円とする。

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第16条第7項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

5 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

第10条の2 略

2 略

3 法附則第16条第7項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第23項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(5) 改修工事が完了した年月日

(6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

2 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5、

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 平成18年7月1日以後に第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき3,298円とする。

2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5

第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2及び3 略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例)

第19条の3 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第19条第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附

から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2及び3 略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例)

第19条の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第19条第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附

則第 18 条の 3 第 5 項から第 7 項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。))に対して課する町民税の所得割の額は、附則第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第 2 項第 1 号の規定により適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 1.8 に相当する額とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第 20 条 略

2～6 略

7 特定株式を平成 12 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に払込みにより取得した所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(法附則第 35 条の 3 第 8 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第 18 条の 6 第 35 項に定める期間が 3 年を超える場合に限る。)をした場合における附則第 19 条第 1 項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 6 第 36 項に定めるところにより計算した金額の 2 分の 1 に相当する金額とする。

8 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

則第 18 条の 3 第 5 項から第 7 項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。))に対して課する町民税の所得割の額は、附則第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第 2 項第 1 号の規定により適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 1.8 に相当する額とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第 20 条 略

2～6 略

7 特定株式を平成 12 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に払込みにより取得した所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(法附則第 35 条の 3 第 8 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第 18 条の 6 第 35 項に定める期間が 3 年を超える場合に限る。)をした場合における附則第 19 条第 1 項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 6 第 36 項に定めるところにより計算した金額の 2 分の 1 に相当する金額とする。

8 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 4 略

2 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5(平成 21 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 3)の税率から限度税率を控除して得た率に 100 分の 68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3 分の 2)を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3.4(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

(保険料に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約実施特例法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいう。)については、法第 314 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第 36 条の 2 第 4 項の規定は、前項の納税義務者(同条第 1 項又は第 3 項の規定によって同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除

第 20 条の 4 略

2 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5(平成 20 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 3)の税率から限度税率を控除して得た率に 100 分の 68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3 分の 2)を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3.4(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第17条の2第3項の改正 平成20年4月1日
- (2) 第23条及び第31条第2項の改正 信託法(平成18年法律第108号)の施行の日
- (3) 附則第19条の2第1項の改正 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三朝町条例(以下「新条例」という。)附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。